

総合図書館にご寄贈いただいた図書の受入について

総合図書館にご寄贈いただいた図書については、「東京大学総合図書館資料収集基準」ならびに「総合図書館における学習用図書収集整備の方針について」に基づき、受入の可否を決定しています。

東京大学総合図書館資料収集基準（抜粋）

（一般収集資料の種類）

4. 総合図書館は、次の5種の資料を中心として収集する。

（1）教養・学習用資料

学生（学部学生、大学院学生、留学生を含む。）が、一般的教養および専門分野の学習のために必要とする資料

（2）学際分野・複合分野の研究用資料

部局図書館の収集に含まれない学際分野、広域分野、あるいは複合分野、その他共同利用のための研究用資料

（3）参考資料及び広域分野二次資料

各専門分野の事典・年鑑等の参考資料、および書誌・目録情報その他のデータ検索のための資料で特定の専門主題に著しく特化していないもの

（4）本学関係資料

本学または本学部局が刊行する資料、本学で受理された博士論文（乙）、および本学の沿革・教育・研究等本学に関する資料

（5）図書館関係資料

図書館の運営・業務・建築・機能等広く図書館に関する資料

総合図書館における学習用図書収集整備の方針について（抜粋）

I. 総合図書館における資料収集の原則

研究用図書の整備は、各部局図書館に委ね、総合図書館では学部学生のための学習用の基本的な和書を中心とした収集整備に当たることを原則とする。

以下に該当する資料については、原則として収書の対象外としています。

- 各種資格試験の参考書・問題集、予備校テキスト
- 実用書、マニュアル、ガイドブック、ルールブック
- 小説・詩歌の個別の作品、エッセイ
- 絶版等のため入手が困難なもの
- 既に総合図書館で所蔵しているもの

なお、主題内容等により、総合図書館よりも各部局で所蔵する方が適切と思われる資料については、学内他部局の図書館・室等に配置する場合もあります。